

新エネルギー発電設備事故対応・構造強度
ワーキンググループ（第12回）－議事要旨

日時：1月26日（金）13：00～15：00

場所：経済産業省別館3階 310各省庁共用会議室

出席者：

出席委員

勝呂座長、青木委員、石原委員、奥田委員、川田委員、熊田委員、弘津委員、安田委員
（五十音順）

オブザーバー

海津一般社団法人日本風力発電協会部長

議事：

- （1）電気設備の技術基準の解釈の改訂（第46条第2項）について
 - ・太陽電池発電設備の技術基準の解釈及び同解説の改訂について
（JIS C 8955(2017)改訂への対応）
- （2）最近の風力発電設備における事故の原因検証について
 - ① 串崎風力発電所（鎮西ウィンドファーム株式会社）の風車破損事故の対応状況について（新規）
 - ② 肝付ウインドファーム（事業者：株式会社ユーラステクニカルサービス）の風車損傷事故への設備復旧対策について（継続）
 - ③ 南大隅ウインドファーム（事業者：株式会社ジェイウインドサービス）の事故について（継続）
- （3）「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」について
 - ・洋上風力発電設備に関する審査基準の最終とりまとめ方針について
- （4）風力発電設備の定期安全管理検査制度施行に係る取り組み
- （5）その他

概要：

(1) 電気設備の技術基準の解釈の改訂（第46条第2項）について

- ・太陽電池発電設備の技術基準の解釈及び同解説の改訂について

(JIS C 8955(2017)改訂への対応)

→事務局から資料1-1、1-2に基づき説明を行った。今回提示した内容については了承され、一部記載を修正の上、来年度技術基準の改正に向けて作業を行うことになった。

(2) 最近の風力発電設備における事故の原因検証について

① 串崎風力発電所（鎮西ウィンドファーム株式会社）の風車破損事故対応状況について（新規）

→鎮西ウインドファーム株式会社から資料2に基づき説明を行った。委員からは主に以下の意見が出され、今後、これらの検討結果について当ワーキングにて報告することとなった。

- ・風車メーカーに対し、他所での事故情報や部品の不具合情報の開示を強く求め、原因と再発防止対策をまとめること。
- ・風車メーカーが、安全に係る不具合が発覚したのかかわらず関連情報の開示を拒む等、非協力的な態度をとっている事は問題である。国も電気事業法による報告徴収を事業者課すなど、メーカーが積極的に情報開示を行うような仕組みを検討すること。
- ・引火の要因を明確にすること。
- ・運転中にデータが一部記録されず遠隔監視システムでも確認できていなかったことについて、保安体制を見直し、再発防止策について報告すること。

② 肝付ウインドファーム（事業者：株式会社ユーラステクニカルサービス）の風車損傷事故への設備復旧対策について（継続）

→株式会社ユーラステクニカルサービスから資料3に基づき説明を行い、本件については審議終了となった。

③ 南大隅ウインドファーム（事業者：株式会社ジェイウインドサービス）の事故について（継続）

→株式会社ジェイウインドサービスから資料4に基づき説明を行い、本件については審議終了となった。

(3) 「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」について

- ・洋上風力発電設備に関する審査基準の最終とりまとめ方針について

→事務局から資料5に基づいて説明し、「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」の最終版について、後日書類にて審議を行うこととなった。

(4) 風力発電設備の定期安全管理検査制度施行に係る取り組み

→一般社団法人日本風力発電協会から資料6に基づいて説明を行った。

(5) その他

最後に、次回ワーキンググループは日程を調整した上で実施する旨を連絡し、閉会した。

問い合わせ先：

経済産業省産業保安グループ電力安全課

電話 : 03-3501-1742

FAX : 03-3580-8486